

胃がん検診(胃内視鏡)精度管理調査

注意:全ての質問項目に○か×でお答えください

注意:対象の一部にしか行っていない場合には×を記入してください

注意:令和6年度の体制についてご回答ください

	回答欄	
	集団検診	個別検診
1. 受診者への説明		
解説: ①この項目(1)-(6)はいずれも、チラシなどで受診前に受診者全員に個別に知らせていれば○、全員でなければ×、ポスターや問診票など持ち帰れないものなら× ②受診時に配布した場合、あるいは、自治体等が受診勧奨時に配布した場合のどちらでも○		
(1) 要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを明確に説明したか	—	○
(2) 精密検査の方法や内容について説明したか	—	○
(3) 精密検査の結果を市町へ報告すること、他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを、受診者に対し十分な説明を行ったか(※精密検査結果は、個人情報保護法の例外事項として、個人の同意がなくても市町や検診機関に対し提供できる。)	—	○
(4) 検診の有効性に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと(偽陰性)、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となること(偽陽性)など、がん検診の不利益について説明したか	—	○
(5) 検診受診の継続(隔年)が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明したか	—	○
(6) 胃がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明したか	—	○
2. 問診および撮影の精度管理		
(1) 検診項目は、問診および胃内視鏡検査としたか	—	○
(2) 問診は現在の病状、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取したか	—	○
(3) 問診記録は少なくとも5年間は保存しているか	—	○
(4) 胃内視鏡検査の機器や検査医等の条件は、日本消化器がん検診学会による胃内視鏡検診マニュアル注1)を参考にし、仕様書に明記したか	—	○

3. 読影の精度管理		
(1) 胃内視鏡画像の読影に当たっては、日本消化器がん検診学会による胃内視鏡検診マニュアル注1)を参考にを行ったか	—	○
(2) 読影委員会により、ダブルチェックを行ったか。	—	○
(3) 読影委員会のメンバーは、日本消化器がん検診学会認定医もしくは総合認定医、日本消化器内視鏡学会専門医のいずれかの資格を取得しているか	—	○
(4) 内視鏡画像は少なくとも5年間は保存しているか	—	○
(5) 検診結果は少なくとも5年間は保存しているか	—	○
4. システムとしての精度管理		
(1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市町への結果報告は、遅くとも検診受診後4週間以内にされたか	—	○
(2) がん検診の結果および地域保健・健康増進事業報告に必要な情報について、市町や医師会等から求められた項目を全て報告したか	—	○
(3) 精密検査方法および精密検査(治療)結果について、市町や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めたか	—	○
(4) 撮影や読影向上のための検討会や委員会を設置しているか。もしくは、市町や医師会等が設置した検討会や委員会に参加したか	—	○
(5) プロセス指標値(要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等)を把握したか	—	○
(6) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行ったか。また、県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市町、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めたか	—	○

注1)胃腸部エックス線撮影法及び撮影機器の基準は、日本消化器がん検診学会発行「新・胃 X 線撮影法ガイドライン改訂版(2011)」を参照